

経 済 建 設 常 任 委 員 会 日 程

令和3年6月16日
午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第12号 八街市クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結について
- (2) 議案第14号 令和3年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳出6款商工費

経済建設常任委員会会議録

招集年月日	令和3年6月16日(水)			
招集場所	八街市役所 本会議場			
開閉会時刻 及び宣告	開会	午前10時00分	委員長	角 麻子
	閉会	午前10時30分	副委員長	小澤孝延
委員の氏名 及び 出欠の有無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	角 麻子	出	桜田秀雄	出
	小澤孝延	出	山田雅士	出
	林 修三	出	小川喜敬	出
委員外議員	議長 鈴木広美	出		
委員会に出席した	事務局長 日野原 広志		副主幹 須賀澤 勲	
事務局職員職氏名	主査 渋谷佳子・嘉瀬順子		主任主事 今 関 雅	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	経済環境部長 黒崎 淳一			
	商工観光課長 富谷 和恵			
	クリーン推進課長 土屋 武志			
		その他関係職員		
議 題	別紙日程表のとおり			

(開会 午前10時00分)

○角委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

6月10日の全員協議会で、議会改革特別委員会委員長から説明がありました、八街市議会基本条例の市民説明会の動画の撮影を許可しておりますので、ご協力ください。

以上で報告を終わります。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に小澤孝延委員、林修三委員を指名いたします。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり2件です。

議案第12号、八街市クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○土屋クリーン推進課長

それでは、議案第12号、八街市クリーンセンター焼却処理施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結につきまして、説明をいたします。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本契約は、一般競争入札により、令和3年5月11日に開札し、令和3年5月20日に仮契約を締結いたしました。応札者は1者。予定価格は29億4千81万7千円。契約の金額は28億9千300万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は2億6千300万円でございます。落札率は98.3パーセントでございました。契約の相手方は、東京都品川区南大井六丁目26番3号、エスエヌ環境テクノロジー株式会社東京支店、支店長、新保和彦でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○林（修）委員

それでは、クリーンセンターにおかれましては、日頃から、八街の、ごみのない八街を目指して大変ご努力いただいて、感謝を申し上げます。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、今説明のありましたように、28億9千300万円ということで、このクリーンセンターの長寿命化総合計画の中の、これを整備しようということの提案がありました。

ちょっと確認ということで、新しい質問の中で、まず初めに、この説明書の中で、今のは平成14年度の移動開始から18年間が経過しているということになってはいますが、普通はと

ということで、20年から30年の見通しで改めるといようなことがありますけれども、老朽化が進んで、今回これを進めたいということは、令和3年から令和5年までの3年間を含めた中で18年プラスアルファというか、3というか、4というか、その辺を含めた早めの手当てをしたいということの確認なんですけど、いかがでしょうか。

○土屋クリーン推進課長

委員のおっしゃるとおり、これは3年間の継続事業になります。その中で、ちょうど工事が完成して20年目を迎えるという形になりますので、実際に、今、やはり処理能力が非常に落ちていると。実際の処理能力は120トンあるわけですけども、大体65パーセントぐらいに落ちています。

その中で、やはりほかの部分も大分老朽化が進んできておりますので、このまま継続して突然止まるとか、そういう可能性も否めないというところがございますので、しっかりと今整備をして、20年目を迎え、さらに延命化を図っていくことで、市民生活に支障を来さないために、今回行うものでございます。

○林（修）委員

早めの手当てが大事ですから、分かりました。

この八街クリーンセンターは、2炉稼働の中で、今回1炉だけの稼働ということになるんだと思いますけれども、令和3年から令和5年までの3年間の間でこの工事を進めているときに、八街のこのクリーンセンター事業に対して影響というのか、これは全くゼロと解釈してよろしいですか。

○土屋クリーン推進課長

当然市民生活でごみ処理は非常に重要なものでございます。ですので、あえて3年をかけさせていただきます。それは、2炉ありますので、1炉ずつやはり修繕をしていくと。

確かに1年間、1炉を止めるわけにはいかないもので、その中でも、最長でも4か月間1炉を止めて、1炉稼働にしていくと。今のところ、そういう計画の中で、市民生活に支障がないように、焼却をやめることのないような形でやらせていただこうと、そのように考えております。

○林（修）委員

分かりました。

あと、この説明書の中に、CO₂排出量3パーセントということで、これは前にも質問が出たと思うんですが、あえてここで確認させていただきますけれども、CO₂の3パーセント削減というのは、国の補助金との絡みもあろうかと思いますが、その3パーセントの経緯というのか、それも分かったら教えてください。

○土屋クリーン推進課長

国の施策として、やはりゼロカーボン、CO₂の削減というのは至上命題でもあると思います。その上で、補助金のこの基準値として、最低3パーセント以上の削減をしていくんだと。そこは、じゃあ、何で削減するのかと聞いたら、我々の焼却施設で言えば、使用電力量で削

減をいたします。その中で、我々が選んだ補助金の削減率を3パーセントということで、CO₂の削減に寄与した工事に係るところの3分の1を補助されるということになります。全体の3分の1ではございません。

○林（修）委員

分かりました。

次に、資料の55ページを見させていただきますと、信頼性向上という表の中にありますけれども、もとい、違いました。安定性向上ということがありますけれども、この中にごみ質変化への対応ということで、ちょっと気になったのは、プラスチックごみ量が増加しているというのがありました。これは現状をちょっと教えてください。

○土屋クリーン推進課長

プラスチックごみの増加につきましては、当然企業が、様々我々が買物をしたときに、容器包装として、ほとんどのものがプラスチック製品に、今、なっております。紙製品で包装してあるものも少しずつ増えておりますけれども、どうしてもやっぱりプラスチック製品が増えていると、そのような状況になっております。

近年、八街市の焼却施設の中で、プラスチックの組成率というのを調べておりますので、平成30年度は20.72パーセント、平成31年度が23.68パーセント、令和2年度が23.18パーセント。急激に伸びているということではございませんが、ただ、20パーセント弱の、20パーセント少し上の数字が常に出ておりますので、この辺のしっかりとした、当然分別は我々もこれからは指導していきます。

当然、新しくなったからといって、プラスチックを全部燃やそうと、そういう今回の改造ではございません。やはり今まで以上にプラスチックの量を減らしていくための努力をしながら、なおかつ今劣化してしまった機能がありますので、元の機能に戻すことによって、今の量でも耐えられるような焼却施設をしっかりと整えて、向こう10年以上、またしっかりとした焼却処理をしていこうと、そういう考えでございます。

○林（修）委員

燃やす炉が2つありますけれども、炉への影響度を考えたときに、このプラスチックの増加は、炉への影響度というのはあるんですか。

○土屋クリーン推進課長

当然、プラスチックは石油類でございますので、熱量が高くなります。そうすると、やはり今の安定した熱量というのは850度から900度ぐらいで、今、焼却施設を運営しております。それが1千度とか1千100度、1千200度になってしまうと、やはりどうしても炉の損傷が激しくなると、そのように考えております。

ですので、今回の基幹改良によって、もともと1千度ぐらいまでは耐えられる炉を造っておりますので、もう一度その機能を元に戻して、なおかつ、じゃあ、1千度、1千200度で燃やすようにするのかといたら、そうではありません。やはり安定した焼却ができるようにする、なおかつプラスチックごみやみくもに燃やすのではなくて、それはしっかりと分

別をしてやっていくという方向性で考えております。

○林（修）委員

ごみ焼却については、ごみを捨てる市民の協力も一方で必要になってきますよね。ですから、今回、この3か年計画で延命化を図る工事を行うんですけれども、こういうタイミングに、市民へ、クリーンセンターが今こんなことを行っている、市民としてはこういうことを協力してほしいとか、そういった啓発というか、そういったことについてはどう考えていますか。

○土屋クリーン推進課長

今回の基幹改良工事にあたって、長寿命化計画を作成する前に、循環型社会形成地域計画というのをつくりました。その中で、平成7年度までの減量化計画、及び市民に対して、様々な工夫を凝らして減量していただく施策を掲げております。

その中でも、1つとして、今年度から始めたのは、リサイクルショップ推奨店制度、リユースショップ推奨店制度というのを始めて、当然、大型スーパーなどでリサイクルをどんどん進めていただいておりますけれども、八街市からももっと進めてくださいねということでその認証制度をつくりまして、額に認証しましたということ飾っていただくとともに、我々にとっても市民にとっても、どんどんやっていこうと思えるような施策をしていきたいと。まだまだいろいろな施策がございますので、今回、地域計画に掲げた施策をしっかりと現実的にしていくために、今後も努力していくつもりでおります。

○林（修）委員

担当のクリーンセンターの人には大変なことだと思いますけれども、ごみのない、クリーンな八街を目指してご努力いただきたいと思います。

終わります。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小澤委員

1点確認をさせていただきます。

昨年度、当市の公共事業において、工期の遅れですとか引渡し等の遅れによって、当初予定していたオープンからずれ込んでしまったという案件がありました。

この辺りを踏まえて、今回のクリーンセンターの焼却施設の改良工事の工期ですとか工程の管理等の体制についてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○土屋クリーン推進課長

それでは、丸山議員の議案質疑の中でも若干答えはさせていただきましたけれども、それと同じ答えになりますが、本工事につきましては、当然二度別々にやるわけです。その中でやはり1炉が出来上がった時点で、これは引渡しを受けなければいけません。そうしないと、また燃やせませんので、そういう工事になっていきます。当然分離引渡しという形を取らせていただいております。

その中で、受注者側の現場代理人は当然入るんですが、当然我々は今、ちょうどこれから開

札になりますけれども、施工管理業務委託契約を別途行っております。それは、当然工事する者と別に、施工管理する者を3年間付けることによって、その工事がスムーズに、また、その設計書どおりに行われているかどうかのチェックをします。そして、1炉ごとの引渡しの際にも全てチェックを受けて、それが適正に行われているかどうかということをしかりとチェックさせていただくことになっております。

具体的には、現場では、工事施工の安全確保と工程の厳守及び施工方法、使用資材の量、質、施工精度並びに施設の性能等について確認し、工事検査においては、製作、製造された機械、電気等の重要な機器類については、設計図書及び承諾書に基づき、所定の検査、試験に立会いをするものです。

また、試運転に対しては、事前事後の打合せ及び運転立会いを行うものとし、発注書で定められた性能機能保証事項についてその結果を確認し、報告することにしておりますので、しっかりとやはり市民の負託を受けた事業でございますので、遺漏のないような形で引渡しを受けると。そして、工事も、当然不履行の場合もしっかりと、違約金等の、また、簡単に言えば、10年間保証とか、そういう契約上結んでおりますので、しっかりと今回使うお金について、無駄のないような形でやらせていただこうと、そのように考えております。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○桜田委員

焼却炉の延命化と同時に、CO₂の削減、こうした命題もあるんですけれども、いわゆるSDGsとの絡みで、どのようなお考えで取り組まれようとしているのか、お伺いします。

○土屋クリーン推進課長

当然、持続可能な課題としてしっかりやっていくつもりでおります。それは、当然、じゃあ、どうやってCO₂を削減するのかという話になりますので、今回の目標のCO₂の3パーセント削減というのは省エネルギー化です。ですので、当然地球温暖化防止対策の観点から、ごみ焼却処理施設においても単なる延命化ではなく、二酸化炭素排出量の削減が求められています。

本市の基幹的改良工事にあたりましては、二酸化炭素の削減効果を3パーセント以上と定め、環境省の基幹的設備改良事業として、一般会計交付金により、二酸化炭素排出量の削減に寄与する工事に係る費用の3分の1の交付を受けようとするものでございます。

具体的には、各主要機器のインバーター化及び工場棟照明のLED化を行います。ですので、そして、この3パーセントというのは、当然最低限の目標であって、我々が考えているのは当然10パーセント以上CO₂を減らしていきたいと。そのような工事にするような形で、今回の仕様書は作っておるつもりでおります。

そしてまた、当然、国の査定が入りますので、この3パーセントが実現したかどうかということは国でちゃんと検査をして見られるようになっておりますので、しっかりと、絵に描いた餅ではなくて、持続可能なCO₂の削減ということで取り組んでいるつもりでございます。

○桜田委員

3パーセントを超える10パーセントを目標にしたいという話なのですが、そうであると、当然市民の皆さんのご協力、ご理解もいただかなければいけないと私は思うんですね。

そういう意味で、クリーンセンターの入り口はもちろんですけれども、ごみ収集車、これにSDGsマーク、これを貼って、市民の皆さんに喚起をする、そういうことをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○土屋クリーン推進課長

委員の提案でございますので、よく業者とも話し合いながら、そういうマークを付けられるかどうか、検討してまいりたいと思います。

○桜田委員

よろしくをお願いします。

終わります。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第12号、八街市クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、令和3年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを議題といたします。

第1表歳入歳出予算補正の内、歳出6款商工費について、提案者の説明を求めます。

○富谷商工観光課長

それでは、6款商工費についてご説明いたします。補正予算書は10ページをご覧ください。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費につきましては、補正前の額に373万2千円を増額し、補正後の額を2億6千447万4千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。商工会議所事業補助費373万2千円を増額につきましては、18節負担金補助及び交付金で、今年度、八街商工会議所が行う商工会議所会館の耐震改修

工事に係る補助金でございます。

補助額の算出根拠でございますが、国の補助メニューである社会資本整備総合交付金、これは住宅・建築物安全ストック形成事業でございますけれども、こちらを活用した場合の市の負担割合を適用するもので、補助率は対象工事費の23パーセントの2分の1である11.5パーセントでありますので、現時点での工事見積額3千245万円の11.5パーセントである373万2千円を計上しております。

以上で、6款商工費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小澤委員

何点か確認をさせてください。

今回、耐震工事ということで市が補助を出すわけですけれども、この耐震工事をして、今後、この商工会議所は何年間維持ができるのかというのを伺います。

○富谷商工観光課長

お答えいたします。

商工会議所は、今年、八街商工会議所会館長寿命化計画を策定しておりまして、耐震改修工事後は、40年間にわたり、会館を維持していくというふうに伺っております。

詳細といたしましては、不特定多数の方が出入りする会館の安全性の確保に係る修繕を最優先とし、会館を長期間維持していくため、5年に一度の頻度で点検を実施し、劣化予測、損傷状況を把握し、効率的、効果的な維持管理を行うとともに、1階のショッピングセンターにおきましては、耐震改修工事によるデッドスペースの有効活用として、テナントのレイアウト区画を変更し、効率のよい配置の下、新たなテナントの募集により、収益を図るものとなっております。

また、開業を検討されている方に対する創業支援といたしまして、インキュベーションコーナーを設置し、バックアップ体制の強化に努めるということも伺っております。

○小澤委員

定期的に見直しながら改修をしていくということですが、近年のこの超高齢化社会を踏まえて、商工会議所等をご利用される方々についても、やはり高齢化等々が問題になってきているのかなと思っています。

現在、3階の建物ですけれども、階段でのみ3階に上がれるということですので、今後、今回の耐震工事とは直接関係はしてきませんが、エレベーターの設置であるとか、またはトイレの洋式化等を含めた、何か総合的な資金計画みたいなものについてはどのようにしているのかお伺いいたします。

○富谷商工観光課長

お答えいたします。

現時点では、エレベーターの設置等について、その必要性ということについては、お話に出

てくるような状況ではございませんけれども、委員のおっしゃるとおり、今後40年間使用していくという状況の中におきましては、そういったことも、今後については出てくる可能性というのは十分に考えられますので、市といたしましても、こういった課題については今後も共有してまいりたいと考えております。

○小澤委員

ぜひ、様々な可能性を追求しながら、安全安心に使いやすい商工会議所になるようにお願いいたします。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○桜田委員

先ほど社会資本整備総合交付金という話が出ましたけれども、これは、地方公共団体向けの個別補償補助金ですよ。これが今回の商工会議所の耐震事業、これは使用目的に適合しているんですか。

○富谷商工観光課長

こちらの交付金、補助金につきましては、一般の建物についても該当できるものというふうになっておりますので、こちらのメニューにおける補助率ということで算出をさせていただいたところです。

○桜田委員

これは申請をされているということなんですか。

○富谷商工観光課長

会議所といたしましては、こちらの、まず、今回の耐震工事にあたる経緯から申し上げますけれども、今回、会議所といたしましては、平成26年に耐震診断を実施しておりまして、その結果、所定の耐震基準を満たしていないということが判明しております。

その際に、当初、やはり資金不足ということで、すぐに耐震改修工事を行うのが大変困難であったということから、少しその事業を見送ってしまったという経緯はあるんですけれども、令和元年それから令和2年、この2年間立て続けて、千葉県印旛土木事務所から、早急に耐震改修等の対策を行うようにということで指導も受けたところでございます。

ですので、今年これを行わなければならないということで、この工事を決定したわけですが、この補助金を活用するにあたっては、まず、補助金の活用にあたって、前年度から補助金のまず申請を行う必要がございます。ですので、今回はこの補助金の活用はできませんけれども、市といたしましては、市が支援するということに関しまして、その金額を幾らにするかということにあたっては、仮にこういった補助金の活用をした場合の、市が本来負担すべき補助率というものを採用させていただいたという経緯でございます。

○桜田委員

交付金は申請をしない。しかし、それに見合った11.5パーセントを補助するんだという

話なんです、これは市の条例あるいは要綱がありますが、何を引用して交付金を出そうと思われたんですか。

○富谷商工観光課長

今回、こちらの補助金を支出するにあたっては、この商工会議所の耐震改修工事に係る補助金の交付要綱というのを新規に定めております。

○角委員長

よろしいですか。

○桜田委員

はい。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第14号、令和3年度、八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第14号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了いたしました。

委員の皆様申し上げます。この後、クリーンセンターの視察を行いますので、現地に直接お集まりください。

経済建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時30分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会経済建設常任委員長

八街市議会経済建設常任委員

八街市議会経済建設常任委員